

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
藤沢市生きがい福祉センター（こぶし荘分室を含む。）
- 2 指定管理者となる団体
藤沢市円行二丁目3番地の17
公益財団法人藤沢市まちづくり協会
- 3 指定の期間
2025年（令和7年）4月1日から2030年（令和12年）3月31日まで

提案理由

藤沢市生きがい福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。